

議第40号

呉市手数料条例の一部を改正する等の条例の制定について  
 呉市手数料条例の一部を改正する等の条例を次のように定める。

呉市手数料条例の一部を改正する等の条例  
 (呉市手数料条例の一部改正)

第1条 呉市手数料条例(平成12年呉市条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第2の2(第2条関係)			別表第2の2(第2条関係)		
介護保険関係			介護保険関係		
手数料を徴収する事務	手数料の額		手数料を徴収する事務	手数料の額	
	単位	金額		単位	金額
1～10 略			1～10 略		
1 1 介護老人保健施設の変更の許可の申請に対する審査(構造設備の変更を伴うものに限る。)	1件につき	3,000円	1 1 介護老人保健施設の変更の許可の申請に対する審査(構造設備の変更を伴うものに限る。)	1件につき	3,000円
1 2 指定介護療養型医療施設の指定の申請に対する審査	1件につき	3,000円			
1 3 指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請に対する審査	1件につき	15,000円			
1 4 指定介護療養型医療施設の指定の変更の申請に対する審査	1件につき	15,000円			
1 5～2 9 略			1 2～2 6 略		
備考			備考		
1 この表第2 5項に規定する第1号事業を行う事業者の指定の申請及び第2 6項に規定する指定の更新の申請について、第1号事業のうち第1号訪問事業を行う事業者が、地域に			1 この表第2 2項に規定する第1号事業を行う事業者の指定の申請及び第2 3項に規定する指定の更新の申請について、第1号事業のうち第1号訪問事業を行う事業者が、地域に		

における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下この表において「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧介護予防訪問介護」という。）に相当する第1号訪問事業と他の第1号訪問事業を併せて行う場合には、旧介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業以外の第1号訪問事業の指定の申請又は指定の更新の申請に対する審査手数料は徴収しない。

- 2 この表第25項に規定する第1号事業を行う事業者の指定の申請及び第26項に規定する指定の更新の申請について、第1号事業のうち第1号通所事業を行う事業者が、旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「旧介護予防通所介護」という。）に相当する第1号通所事業と他の第1号通所事業を併せて行う場合には、旧介護予防通所介護に相当する第1号通所事業以外の第1号通所事業の指定の申請又は指定の更新の申請に対する審査手数料は徴収しない。

における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下この表において「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧介護予防訪問介護」という。）に相当する第1号訪問事業と他の第1号訪問事業を併せて行う場合には、旧介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業以外の第1号訪問事業の指定の申請又は指定の更新の申請に対する審査手数料は徴収しない。

- 2 この表第22項に規定する第1号事業を行う事業者の指定の申請及び第23項に規定する指定の更新の申請について、第1号事業のうち第1号通所事業を行う事業者が、旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「旧介護予防通所介護」という。）に相当する第1号通所事業と他の第1号通所事業を併せて行う場合には、旧介護予防通所介護に相当する第1号通所事業以外の第1号通所事業の指定の申請又は指定の更新の申請に対する審査手数料は徴収しない。

（呉市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止）

第2条 呉市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年呉市条例第19号）は、廃止する。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

指定介護療養型医療施設の廃止に伴い、所要の規定の整備等をするため、この条例案を提出する。